

議案第 1 1 6 号

川崎市墓地条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市墓地条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市墓地条例の一部を改正する条例

川崎市墓地条例（昭和 3 1 年川崎市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項の表中「7 0 0 円」を「7 1 0 円」に、「7, 2 0 0 円」を「7, 3 3 0 円」に、「4, 1 0 0 円」を「4, 1 7 0 円」に、「3 0, 0 0 0 円」を「3 0, 5 5 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に管理料を納付している場合にあつては、当該納付した管理料については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

墓地の管理料の額を改定するため、この条例を制定するものである。